知ってますか？ 道の『苦情審査委員』制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、皆様の申し立てを元に調査を行い、道の機関に是正や改善を求めますので、苦情があればお気軽にご相談ください。

■申し立ての方法

・申立書を郵送　・FAX　・メール

※ 申立書は道庁または振興局に備え付けのリーフレットまたはＨＰ（道総合政策部、道政相談センター等）からダウンロードできます。

■お問い合わせ

・北海道総合政策部知事室道政相談センター
（〒060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目）
☎ 011－204－5523　FAX 011－241－8181
E-mail：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
・檜山振興局総務課　（☎0139－52－6500）

9月4日 避難訓練を実施します！

地震による津波発生を想定した防災訓練です。

実際に避難場所まで避難することで災害時の避難にかかる必要な時間を把握するために行います。

対象地区にお住まいの方は積極的な参加をお願いします。

㊟悪天候時や新型コロナウイルス感染者の発生状況により中止する場合があります。

■訓 練 日　9月4日（金）
１０時　～
■訓練地区　小砂子地区・石崎地区

■お問い合わせ　総務課　庶務防災グループ

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

■お問い合わせ　☎０１１-７２６-０３５２

マイナンバー（個人番号）通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和２年５月２５日付で廃止されたため、**通知カードの記載事項（氏名・住所等）に変更がない場合を除いて、マイナンバーを申請書に記入する際の確認書類として使用できなくなりました。**

マイナンバーを申請書に記入する際は、次のとおり法改正後の確認書類の添付をお願いします。

◎マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類
（①番号確認書類と②身元確認書類のそれぞれ１点ずつの添付が必要です。）

①番号確認書類

・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー
・個人番号の通知カードのコピー
（記載情報と現況に相違のないもの）
・住民票（マイナンバーの記載あるもの）
・住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載あるもの）

②身元確認書類

・マイナンバーカード（個人番号カード）の
表面コピー
・運転免許証のコピー
・パスポートのコピー
・その他官公署が発行する写真つき
身分証明書のコピー

★有料広告

道南うみ街信用金庫上ノ国支店より**窓口業務営業時間変更**のお知らせ

２０２０年１０月５日（月）より、下記のとおり窓口業務の営業時間を変更させていただきますので、お知らせいたします。

２０２０年１０月２日（金）まで	２０２０年１０月５日（月）から
９：００～１５：００	【午前の部】　９：００～１２：３０ 【午後の部】　１３：３０～１５：００ １２：３０～１３：３０は休憩時間（窓口閉鎖）とさせていただきます。

※土・日・祝日・年末休業日/正月三が日はこれまでどおり休業日となります。
※ＡＴＭコーナーの営業時間には、変更はございません。（窓口の休憩時間に伴うＡＴＭコーナーの休止はございません）
ご不明な点がございましたら、当店までお問い合わせください。　☎0139-55-2616

9月19日(土)は休日のため施設へのごみの受入はできません。※日･祝日も休日です
お問い合わせ：南部檜山清掃センター　☎0139－53－6301